

## 専決処分の報告について

- 1 事故の発生 平成26年1月7日(火)頃、板橋区立小豆沢野球場A面において、野球利用者の打ったボールが防球ネットを越え、同施設南側に隣接する被害者宅の屋根を破損した。
- 2 示談の相手 住所：[REDACTED]  
氏名：[REDACTED]
- 3 損害賠償額 金779,328円
- 4 示談成立日 平成27年4月16日
- 5 示談の処理 区は、本事故による被害者の損害額にあたる金額を相手方に支払うこととし、今後、双方間において書面に定めるほかの債権債務が存在しないことを確認する示談書を取り交わした。
- 6 賠償保険 示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により、全額が補填される。